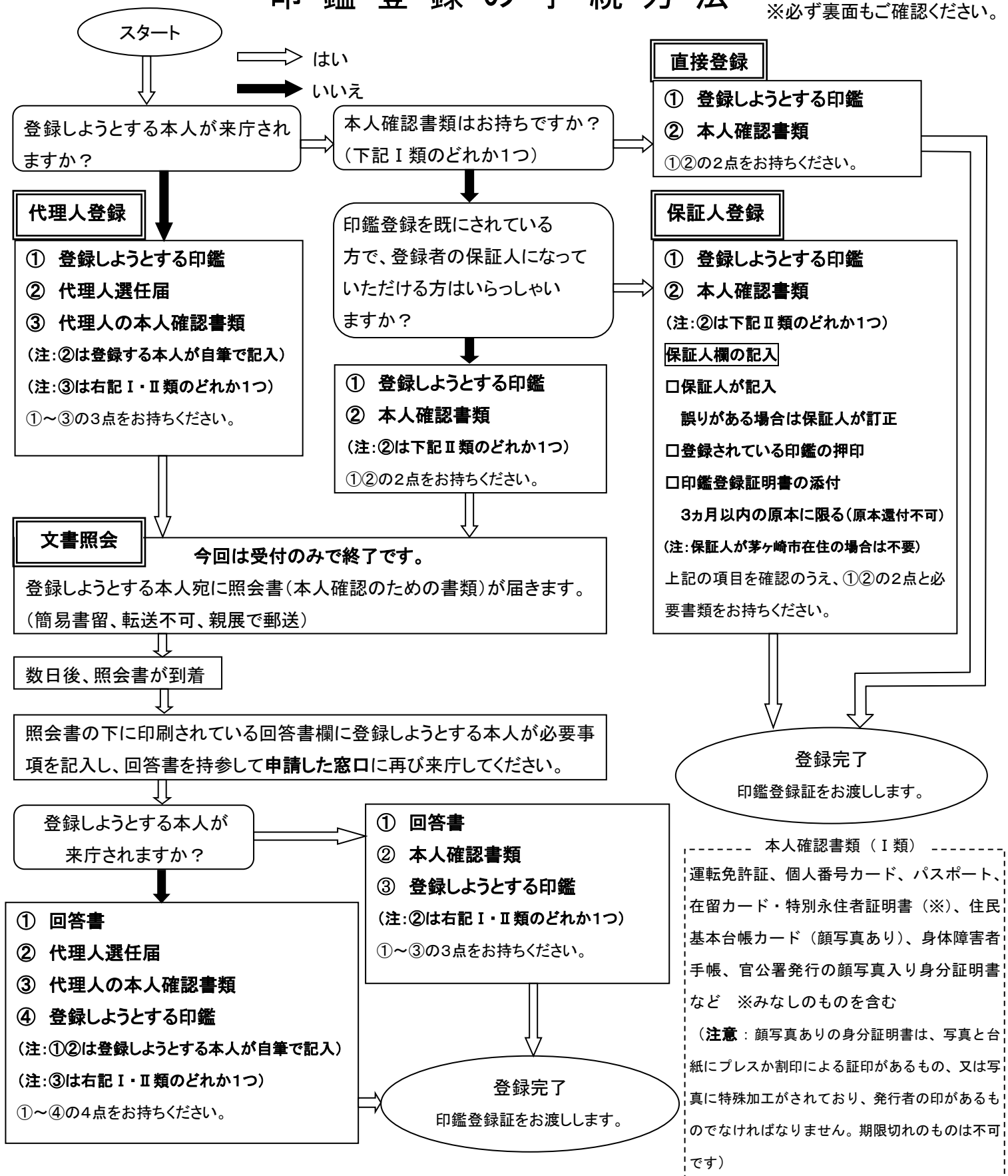


印鑑登録の手續方法

※必ず裏面もご確認ください。



※ 登録しようとする本人、保証人及び来庁者の自署押印が原則になります。

※ 代理人は15歳以上の方としてください。

※ 保証人になれる方は成人の方(未成年の方でも婚姻をされている方は成人とみなされます。)で印鑑登録をされている方に限ります。

不明な点については市民課までお問い合わせください。電話 0467-82-1111
詳細は下記URL及び裏面にも記載されています。

<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/tetsuduki/inkan/index.html>